

駒岡清掃工場維持管理計画書

- 1 受け入れる一般廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該一般廃棄物の性状を確認するとともに、受入量を計量器(トラックスケール)により計量する。また、廃棄物の性状分析を定期的に行う。
- 2 施設への一般廃棄物の搬入量は、当該施設の処理能力を越えないように運転計画を策定する。
- 3 一般廃棄物が施設から飛散する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、飛散した一般廃棄物の回収その他、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- 4 施設の正常な機能を維持するため、下記のとおり定期点検整備及び機能点検を行う。
 - (1) 施設の日常点検及び月例点検を行う。
 - (2) 施設定期整備及び点検検査年 2 回(中間整備、定期整備：各 1 回/年)
- 5 本施設の建設場所は、市街化調整区域であるが、一般廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するため、市街地と同等の悪臭防止法の規制基準を順守することとし、散水設備、排水設備、換気設備、脱臭設備を設置し、衛生を維持する。
- 6 また、はえ等の発生の防止に努めるとともに、随時及び定期的に清掃を行い、構内の清潔を保持する。
- 7 悪臭防止規制と同様、市街地と同等の騒音規制法及び振動規制法の規制基準を順守する。
 - (1) 騒音規制基準 第 2 種区域適用(住居の用に供されているため静穏保持を必要とする区域)
 - (2) 振動規制基準 第 1 種区域適用(住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域)
- 8 施設からの排水は、公共下水道に放流することとし、かつその水質は、下水道排水基準以下となるように排水処理設備を維持管理し、放流水質については、定期的(月 1 回程度)に検査を行う。
- 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3 年間以上保

存する。

10 施設の煙突から排出されるガスにより、生活環境上支障が生じないよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準をはじめ、大気汚染防止法及び環境基準等を順守することとし、性能維持のため定期的にばい煙に関する検査を行う。

(1) 煙突出口排出基準値(O_2 12%換算、大気汚染防止法基準値)

ア ばいじん量 $0.08 \text{ g}/\text{Nm}^3$ 以下

イ 硫黄酸化物 $k=4.0 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下

ウ 窒素酸化物 $250 \text{ cm}^3/\text{m}^3\text{N}$ 以下

エ 塩化水素 $700 \text{ mg}/\text{m}^3\text{N}$ 以下

オ ダイオキシン $1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下(ダイオキシン類特別措置法基準値)

11 燃焼室温度については、自動燃焼制御と運転員による監視により 850 以上を維持するとともに、異常な高温とならないよう制御する。

12 排ガス処理装置の入口温度は、200 以下に制御する。